

葛飾区
子ども・子育て支援事業計画
(平成 27 年度から令和元年度)
の取組と成果等について

令和 3 年 3 月

1. 葛飾区子ども・子育て支援事業計画について

第一期計画は、平成27年度から令和元年度までを計画期間として、基本理念に掲げた「子どもの幸せを第一に考え、全ての子どもと子育て家庭に地域社会全体で寄り添い、支えることを通じて、子どもの最善の利益が実現される「かつしか」を目指していく。」ことを念頭に、6つの基本目標ごとに位置付けた計画事業を推進してきました。この度、令和元年度で計画期間が終了したため、5年間を通じた計画事業の評価・検証を行い、令和2年度から5年間を計画期間とする第二期計画で定めた事業の着実な推進を図ります。

2. 計画事業の取組と成果等について

基本目標1：のびのび子育て！

(1) 教育・保育の提供体制の充実

1) 認可保育所・認定こども園の設置・運営

拡充

所管課：育成課・子育て施設整備担当課・子育て支援課・保育課

【取組と成果】

- ・保護者が安心して就労と子育てを両立していくために、家庭において保育ができない保護者に代わり、保育を行いました。
- ・待機児童の解消を図るため、認可保育所の設置等により、平成27年度から令和元年度までの5年間で、保育定員2,555人、36施設増やしました。
- ・認可保育所の設置等により、待機児童数は平成27年4月時点では252人でしたが、令和2年4月時点で21人まで減らすことができました。

【評価・分析】

- ・待機児童数を大幅に削減できたものの、一部の地域で保育定員以上の入園希望者がいたことにより、本計画中の待機児童解消には至りませんでした。その一方で、定員に空きがあっても、入園希望者がいない地域もありました。
- ・希望する保護者が年間を通じていつでも認可保育所等を利用できるよう、保育定員の不足する地域に認可保育所の設置等を行う必要があります。
- ・全国的な保育需要の高まりにより、保育士等の安定的な確保と定着を図るとともに、保育の質の向上を図る必要があります。

【今後の方向性】

- ・地域の保育需要と乳幼児人口の増減を着実にとらえながら、保育定員の不足する地域に認可保育所の設置等を行っていきます。
- ・保育の質を向上させ、安定的に運営できるよう、保育士等の処遇改善を着実に進め、運営を支援します。

2) 予約入園の拡大

拡充

所管課：育成課・子育て支援課・保育課

【取組と成果】

- ・育児休業を安心して取得し、スムーズに職場復帰を図るための取組として、公立園（一部公設民営園を含む）で予約入園を実施し、育児休業から復帰する時期に合わせて入園を事前に内定しています。
- ・平成27年度は、19園57名の定員に対し132名申し込み、57名が内定しました。令和元年度は、同じ定員数に対し、101名申し込み、52名が内定しました。

【評価・分析】

- ・年度によって、申込者数の増減はあるものの、予約入園の定員をほぼ満たす内定者がおり、育児休業から復職をするうえでの有効な制度として認知されています。

【今後の方向性】

- ・予約入園の内定者を拡大するため、予約入園を実施していなかった公立園について、予約入園の実施を図っていきます。

3) 家庭的保育事業（保育ママ）

所管課：育成課・子育て施設整備担当課・子育て支援課

【取組と成果】

- ・平成27年度から令和元年度までの5年間で、保育定員17人、7事業所減少しています。

【評価・分析】

- ・保護者の利用意向の動向を注視していく必要があります。

【今後の方向性】

- ・保育の質を向上させ安定的に運営できるよう、保育者等の処遇改善を着実に進め、運営を支援します。

4) 小規模保育事業

新規

所管課：育成課・子育て施設整備担当課・子育て支援課

【取組と成果】

- ・待機児童の解消を図るため、平成27年度から令和元年度までの5年間で、保育定員229人、12施設増やしました。
- ・小規模保育事業所等の設置により、待機児童数は平成27年4月時点では252人でしたが、令和2年4月時点で21人まで減らすことができました。

【評価・分析】

- ・特に待機児童が発生しやすい0歳から2歳までの待機児童解消に寄与したものの、卒園後の連携園の設定や、それを踏まえた設置エリアの検討などの課題解決が必要です。
- ・全国的な保育需要の高まりにより、保育士等の安定的な確保と定着を図るとともに、保育の質の向上を図る必要があります。

【今後の方向性】

- ・引き続き課題解決を図りながら、連携園の設定が可能なエリアで、必要に応じて保育定員の不足する地域に施設整備等の検討を行っていきます。
- ・保育の質を向上させ、安定的に運営できるよう、保育士等の処遇改善を着実に進め、運営を支援します。

5) 事業所内保育事業

新規

所管課：育成課・子育て施設整備担当課・子育て支援課

【取組と成果】

- ・事業所内保育事業を希望する事業者に対して、設置の相談を受けるほか、地域の保育需要等を鑑みて助言を行いました。

【評価・分析】

- ・認可に至る相談はありませんでしたが、平成30年度以降、企業主導型保育事業の相談が増え、地域枠の設定状況及び地域における3歳児の受け皿の状況等も踏まえて助言を行う必要があります。

【今後の方向性】

- ・今後も引き続き、事業所内保育事業を希望する事業者からの相談に対し、適切に助言を行っていきます。

6) 居宅訪問型保育事業

新規

所管課：育成課・子育て施設整備担当課・子育て支援課

【取組と成果】

- ・障害や疾患等を有する児童に対する居宅訪問型保育事業の実施に向けて、検討していきます。

【評価・分析】

- ・対象児童の数や事業の需要について把握する必要があります。
- ・保護者の自宅で1対1の保育を行うため、保育士の確保に課題があります。

【今後の方向性】

- ・事業実施について、引き続き検討していきます。

7) 時間外保育事業

拡充

所管課：育成課・子育て施設整備担当課・子育て支援課・保育課

【取組と成果】

- ・1時間延長保育及び2時間延長保育を実施し、時間外の保育需要に対応しました。
- ・平成27年度からは私立保育所の新規設置に伴い、延長保育を行う園が増加しています。

【評価・分析】

- ・時間外の保育需要はやや減少傾向にありますが、延長保育未実施園の保護者からは実施要望の声が出ています。
- ・国の働き方改革を踏まえ、各家庭の時間外保育のニーズを調査し、保育所整備や事業実施に反映する必要があります。

【今後の方向性】

- ・保護者のニーズに合わせて保育を行うためにも、引き続き延長保育を実施していきますが、利用者の状況に応じ、適切な実施について検討します。

8) 病児・病後児保育事業

拡充

所管課：育成課・子育て施設整備担当課・子育て支援課・保育課

【取組と成果】

- ・平成27年度から令和元年度までの5年間で、病児保育事業を行う施設を2か所、定員を8人増やしました。
- ・訪問型病後児保育事業は、平成27年度から令和元年度までの5年間で、年間延べ訪問回数が減少傾向にあります。

【評価・分析】

- ・病児保育施設を2か所新設したことで利便性は向上しましたが、病児保育施設が近隣にない地域もあるため、設置エリアを検討する必要があります。

【今後の方向性】

- ・利用者の状況や地域バランスを考慮して、病児保育施設の拡充を図っていきます。

9) お迎え対応型駅近郊病児保育の実施

新規

所管課：育成課・子育て施設整備担当課・子育て支援課

【取組と成果】

- ・利用者の方が区内のどの地域に住んでいても、病児保育事業を利用しやすくなるように、区内に病児保育事業所を整備することとしました。

10) 休日保育事業

所管課：育成課・子育て施設整備担当課・子育て支援課・保育課

【取組と成果】

- ・利用者数は、平成27年度から平成29年度にかけて減少していましたが、平成30年度以降は増加傾向となりました。

【評価・分析】

- ・保護者の就労等の状況によって利用者数に変動はあるものの、毎年度一定程度の利用者があり、保護者のニーズに据えていると考えます。

【今後の方向性】

- ・多様なニーズに対応するため、引き続き事業を実施します。また、地域ごとに需要を見込み、適切な実施について検討します。

11) 私立幼稚園の2歳児受入れの実施

所管課：子育て支援課

【取組と成果】

- ・私立幼稚園において、2歳児からの受入れを行い、幼稚園教育カリキュラムによる必要な知識の早期取得や幼児の心身の健全な発達を促進しました。

【評価・分析】

- ・毎年度一定程度の利用者があり、保護者のニーズに据えていると考えます。

【今後の方向性】

- ・無償化を契機として、満3歳児以上の幼稚園児に対し補助を拡大したことに伴い、一定の猶予期間を設けたうえで、無償化実施前の3歳児と同様の補助を行う事業に代えて、幼稚園型一時預かりによる2歳児受入れを実施することを検討します。

12) 私立幼稚園の預かり保育事業

所管課：子育て支援課

【取組と成果】

- ・預かり保育時間の延長、三季休業中の保育の拡大や預かり保育を利用しやすい環境づくりを目指し、各園との調整を行いました。

【評価・分析】

- ・保育時間の延長、三季休業中の保育の拡大を図るため、人材の確保、園の体制作り、財政的負担等の課題について、更に各園との調整が必要です。

【今後の方向性】

- ・保護者のニーズに答えられるよう、引き続き未実施園に事業内容の周知を行うとともに、運用のアドバイスや相談を通じて、実施園を増やしていきます。

13) 放課後児童健全育成事業（学童保育クラブ事業）

拡充

所管課：育成課・放課後支援課

【取組と成果】

- ・放課後等に、保護者の就労又は疾病等の理由で適切な監護が受けられない児童のため、学童保育クラブを平成27年度の85箇所から令和元年度は89箇所に増やしました。
- ・学童保育クラブを整備したことによる翌年4月1日の入会者児童数は、平成27年度から令和元年度までの5年間で、572人増となりました。
- ・学童保育クラブの入会対象学年を平成27年度から小学校6年生までに引き上げました。

【評価・分析】

- ・着実に学童保育クラブの整備を行った結果、受入人数の拡大を行うことができました。
- ・学童保育クラブの入会希望者が年々増えているため、受入人数の拡大を行う等、入会希望者への対応を考える必要があります。

【今後の方向性】

- ・学童保育クラブは、放課後等の児童の安心・安全の観点から原則学校敷地内へ整備することとし、今後未設置の学校への整備を順次進めます。
- ・学校の諸室の活用等を推進し、受入人数の拡大に取り組みます。

(2) 在宅子育て家庭への支援

1) 一時預かり事業

拡充

所管課：育成課・子育て施設整備担当課・子育て支援課・保育課

【取組と成果】

- ・平成27年度から令和元年度までの5年間で、実施施設数は、12施設増加しました。
- ・訪問型一時預かり事業の利用者数は減少傾向にあります。

【評価・分析】

- ・一時預かり事業の定員及び実施施設が増加し、保護者の利便性が向上したものと考えます。
- ・延べ利用者数は減少傾向にあるため、設置地域や子育て家庭の利用しやすさ等を考慮する必要があります。

【今後の方向性】

- ・今後も引き続き、保育所の整備等にあわせて区内にバランスよく、実施施設を設置するとともに、利用者の状況や保育所の状況を考慮して、利用しやすい環境を整えます。

2) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

拡充

所管課：育成課

【取組と成果】

- ・事業内容の積極的な周知により、平成27年度から令和元年度までの5年間で、ファミリー会員の登録者数が630人増加しました。
- ・対象児童を小学校6年生まで拡大し、より多くの家庭の育児支援に対応できるようになりました。

【評価・分析】

- ・サポート会員の登録者数が、ファミリー会員数に対して少ない現状が続いています。
- ・ファミリー会員の幅広いニーズに対応できるように、サポート会員数を増加させる必要があります。

【今後の方向性】

- ・引き続き、サポート会員の募集を行い、登録者を増やすことで利用しやすい環境を整えます。

3) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

所管課：子ども家庭支援課

【取組と成果】

- ・平成28年度までは、延べ250人程度の利用でしたが、平成29年度以降は、毎年利用実績が増加しています。令和元年度は、延べ977人になっています。

【評価・分析】

- ・平成29年度に、預かりを必要とする家庭が適切に利用できるよう、利用料の減額、免除の制度を拡充したため、利用が増加していると考えます。

【今後の方向性】

- ・利用が週末に集中しており、今後は、事業を必要とする家庭がより多く利用できるよう、利用の調整や平準化を進めていきます。

4) 子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）

所管課：子ども家庭支援課

【取組と成果】

- ・平成27年度から利用が増加し、平成29年度は、延べ311人の利用となったが、平成30年以降は、延べ198人の利用となっています。

【評価・分析】

- ・前掲のショートステイ事業の利用料減額、減免制度の拡充に伴い、利用の一部がトワイライトステイからショートステイに移ったと考えます。

【今後の方向性】

- ・利用者が利用しやすいサービス提供体制を検討していきます。

5) 地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）

拡充

所管課：育成課・子育て施設整備担当課・子育て支援課

【取組と成果】

- ・保育所の整備等にあわせて、平成27年度から令和元年度までの5年間で10施設、子育てひろばを拡充しました。
- ・子育てひろば運営事業者連絡会を開催し、事例研究、課題等の情報共有を行いました。また、利用者数に応じた補助制度への変更について検討を進めました。

【評価・分析】

- ・子育てひろばを拡充することで、子育て中の親が出会い、情報交換や相談のできる場を増やし、親の孤立防止に寄与したと考えます。
- ・整備したものの開所できない施設や、事業を廃止する施設が生じており、人材確保に課題があります。
- ・利用者数が増加した施設がある一方、依然として利用者数の少ない施設も多く、子育てひろばでの活動内容や活発さは施設によって違いがみられます。このため地域の子育て力を高めるべく、更なる活性化への取組が必要です。

【今後の方向性】

- ・今後も引き続き、保育所の整備等にあわせて区内にバランスよく、使いやすいように実施施設を設置するとともに、更なる活性化に向けた方策を検討していきます。

6) 緊急一時保育事業

所管課：子育て支援課・保育課

【取組と成果】

- ・平成27年度から令和元年度までの5年間で、実施箇所数が119園に増加しました。

【評価・分析】

- ・家庭保育の子どもを出産や入院などで一時的に保育ができない場合に、保育事業者の協力により迅速に受け入れ先を提供しており、子育て家庭にとって必要なサービスとなっています。

【今後の方向性】

- ・利用者のニーズや保育所の状況を考慮しながら、今後も事業を継続していきます。

(3) 教育・保育・子育て支援サービスの質の向上・充実

1) 保育士の確保に向けた総合的な取組

新規

所管課：子育て支援課

【取組と成果】

- ・ハローワークや隣接県の養成校等を訪問し、区を取組を案内するなどして連携を図りました。
- ・保育士資格の取得支援や保育士の宿舍借上げ支援なども実施し、宿舍借上げ支援事業の利用者数は計画期間中の5年間で278人になりました。
- ・保育士就職フェア、潜在保育士や保育事業者を対象とした就職支援セミナーを実施しました。
- ・保育施設に勤務する保育士等に対して、奨学金の返済事業を開始しました。

【評価・分析】

- ・効果的な人材確保支援についても検討し、実効性のある事業を行う必要があります。

【今後の方向性】

- ・今後も引き続き事業を実施し、保育施設の人材確保を支援します。

2) 民有地マッチング事業

新規

所管課：子育て施設整備担当課

【取組と成果】

- ・土地等所有者と保育施設を運営する法人のマッチングを平成27年度と平成28年度に行い、平成28年度に小規模保育事業所を1園整備しました。

【評価・分析】

- ・事業者の提案がない地域の保育施設の整備手法のひとつとして有効であると考えます。

【今後の方向性】

- ・今後も引き続き、保育施設の整備が必要な地域において、事業者の提案が全くない場合にマッチング事業の実施を検討します。

3) 認証保育所認可化移行支援事業

新規

所管課：育成課・子育て施設整備担当課・子育て支援課

【取組と成果】

- ・認可保育所への移行を希望する認証保育所に対し支援を行い、平成27年度に2園、令和元年度に2園、認可保育所に移行しました。

【評価・分析】

- ・認可化移行とともに保育定員も増員することで、希望する保護者が年間を通じていつでも認可保育所等を利用できる環境整備につながりました。

【今後の方向性】

- ・今後も引き続き、認可化を希望する認証保育所に対し、移行の支援を行います。

4) 私立学童保育クラブの人材確保等支援事業

新規

所管課：放課後支援課

【取組と成果】

- ・私立学童保育クラブに対し、児童の集団規模に応じた職員の適正配置に向けた人材確保を支援するため、新たな補助金制度を制定しました。
- ・新たな補助金制度では、放課後支援員等の処遇の改善及び午後6時半を超える放課後児童健全育成事業を行う私立学童保育クラブに対して必要な経費を、平成27年度から交付しています。
- ・補助金を活用する学童保育クラブは、平成27年度から令和元年度までの5年間で52か所に増えました。

【評価・分析】

- ・私立学童保育クラブへ補助金を支出することにより、私立学童保育クラブ職員の処遇改善が行われ、職員の適正配置に向けた人材の確保につながっています。しかし、依然として私立学童保育クラブの人材確保は困難な状況であることから、引き続き、補助金による支援が必要であると考えます。

【今後の方向性】

- ・引き続き、私立学童保育クラブの職員の適正配置に向けた人材確保等を支援するため、私立学童保育クラブに対して必要な経費の補助を行います。

5) 学童保育クラブの開所時間の延長

所管課：育成課・放課後支援課

【取組と成果】

- ・通常の指導時間（学校下校時から午後6時まで）を超えて開所している学童保育クラブを、平成27年度から令和元年度までの5年間で68か所に増やしました。

【評価・分析】

- ・通常の指導時間（学校下校時から午後6時まで）を超えて開所し、児童の安全・安心な居場所の確保を行うことは、子育てと仕事を両立しやすくなると考えます。

【今後の方向性】

- ・引き続き、利用ニーズを把握したうえで検討を進めます。

6) 放課後子ども総合プランの推進

新規

所管課：放課後支援課

【取組と成果】

- ・放課後児童健全育成事業（学童保育クラブ事業）と放課後子ども事業（わくわくチャレンジ広場）の一体的実施又は連携実施については、平成28年度の開始時から令和元年度までに12か所で実施しています。

【評価・分析】

- ・学童保育クラブとわくわくチャレンジ広場の双方の児童が参加できる共通プログラムを実施してきたことにより、児童が多様な体験・活動を行える環境が整ってきましたが、依然として校庭を別々に使用する等、一体的実施に至っていない小学校も見られます。
- ・今後、全ての児童が多様な体験・活動を行える環境づくりに向け、共通プログラムの企画・実施に捉われることなく、双方が学校施設を共有して活動できる環境が重要であると考えます。

【今後の方向性】

- ・学童保育クラブやわくわくチャレンジ広場といった枠組みに捉われることなく、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる環境を各小学校内に整備していきます。

7) 子育て支援情報の適切な提供

新規

所管課：情報システム課・保健センター・育成課・子育て支援課
・子ども家庭支援課

【取組と成果】

- ・葛飾区総合アプリに電子母子手帳機能を搭載し、令和元年度では毎月平均 60 人ほど利用者が継続的に伸びています。
- ・その他子育て支援に関するページについても毎月平均 2,000 件ほど閲覧されている状況です。
- ・広報かつしかや区公式サイトを活用し、適時、必要な情報を周知しました。
- ・無償化制度の開始に合わせ、入所施設別リーフレットを作成し、分かりやすい情報提供に努めました。

【評価・分析】

- ・区公式 HP など配信している子育て支援情報は、広く一般のお知らせとして機能しています。
- ・葛飾区総合アプリで配信している情報は、電子母子手帳の予防接種予定管理機能など、「自分だけのもの」として個人の情報管理に特化させることができます。
- ・無償化制度に順調に移行できたことから、一定程度の情報は提供できたと考えます。

【今後の方向性】

- ・今後も区民（利用者）の利便性向上につながるよう、多様な媒体を活用し、機を逸することなく分かりやすい子育て支援情報の配信に努めます。
- ・令和元年度に「ごみ」と「戸籍・住民登録」について構築したチャットボットを子育て関係分野にも活用するよう、構築に向けて関係課と調整していきます。

8) 子育て支援に関するアンケートの実施

新規

所管課：育成課・子育て支援課・保育課・子ども家庭支援課

【取組と成果】

- ・子育て中の区民に子育て支援に関する満足度や要望等のアンケートを実施し、その結果を子ども・子育て会議に諮りながら子育て支援の取組に生かしました。
- ・アンケートの回収率は、平成 27 年度の 41.8%から令和元年度の 58.3%へ増加しました。

【評価・分析】

- ・アンケートでは、「安心して子育てができる環境について」葛飾区に対する肯定的な評価が平成 27 年度からの 5 年間で年々増加し、令和元年度には 55.9%となっており、本区の子育て支援の取組が評価されています。
- ・区民の声をより把握し、子育て支援事業の充実に生かすため、保護者にアンケートへの回答を積極的に勧奨し、回収率を更に向上させる必要があります。

【今後の方向性】

- ・アンケート結果を、今後の子育て支援の取組に生かしていきます。

9) 利用者支援事業

新規

所管課：育成課・保育課

【取組と成果】

- ・子どもや保護者の身近な場所で、保育所等や子育て支援事業に関する情報提供を行うとともに、必要に応じた相談支援を行うため、区内計 13 か所（特定型は 1 か所、母子保健型は 12 か所。）に整備しました。
- ・特定型については、子育て支援窓口で、子育てサービスの総合的なアドバイスを行う窓口として設置しています。
- ・相談件数は、平成 27 年度が 251 件、令和元年度が 279 件と件数としては大幅に増えてはいるものの、あらゆる相談に応じてきました。
- ・母子保健型については、令和元年度相談件数が 11,259 件となり、着実に増えてきています。

【評価・分析】

- ・相談件数の内訳としては、保育施設の利用申込についてが最も多く、次いで、保育施設の案内・紹介や保育の要件変更に伴う相談を受けています。
- ・母子保健型の相談内容は多岐に渡りますが、子育て相談員等による妊婦相談・育成相談の割合が高い結果となっています。

【今後の方向性】

- ・今後、整備が予定されている子ども未来プラザ等で妊産婦や子育て世帯に対する支援事業を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を展開していきます。

10) 多様な主体の参入促進事業

新規

所管課：育成課・子育て施設整備担当課

【取組と成果】

- ・新規認可保育所を設置する際、法人種別を問わず広く公募を行い、多様な民間事業者の参入を受け入れることで様々なカリキュラムを実践する認可保育所の設置を促し、保育サービスの充実を図りました。

【評価・分析】

- ・様々なカリキュラムを導入する民間事業者が参入したことで、保護者が希望する保育所の選択肢が増えました。

【今後の方向性】

- ・保育所等の設置に際して、保護者のニーズに応えた多様なカリキュラムを導入する民間事業者の参入を促進することで、保育サービスの充実を図ります。

11) 子育て支援員の活用

新規

所管課：育成課・子育て支援課・保育課

【取組と成果】

- ・子育て支援員研修を広報かつしかなどで周知するとともに、受講希望者の推薦、保育実習先の調整を行いました。

【評価・分析】

- ・子育て支援員研修を修了した「子育て支援員」が区内保育事業所に配置されることで、保育の質の向上に寄与しました。

【今後の方向性】

- ・子育て支援員研修修了者を増やすため、引き続き、研修開催の周知等を行っていきます。

12) 福祉サービス第三者評価事業の推進

所管課：福祉管理課

【取組と成果】

- ・福祉サービス利用者が自ら安心して福祉サービス提供施設を選択できるようにするとともに、施設のサービスの質の向上に向けた取組を促進するため、福祉サービス第三者評価を推進しました。
- ・認証保育所の運営費に対する補助の一部として第三者評価の受審費用を加算することとなり、平成 29 年度から保育運営事業者への第三者評価受審費用の助成事業は実施しなくなりました。

(4) 子育て世帯への経済的支援

1) 多子世帯に対する経済的負担軽減の充実（保育料の減免等）

拡充

所管課：子育て支援課・保育課

【取組と成果】

- ・多子世帯に対する経済的な負担の軽減を図るために、保育施設に通う児童の兄・姉の対象年齢を小学6年生まで、さらに、中学3年生までと拡充してきました。

【評価・分析】

- ・年齢の離れたきょうだいとして算定することで、在園中の児童の保育料の軽減を図ることができました。

【今後の方向性】

- ・兄・姉の対象年齢制限を撤廃し、多子世帯の経済的な負担軽減を更に進めます。

2) みなし寡婦控除

新規

所管課：保育課

【取組と成果】

- ・税法上の寡婦（夫）控除とならない婚姻歴のないひとり親世帯に、寡婦（夫）控除された場合と同様の控除を行い算定した保育料を適用しました。
- ・婚姻歴のないひとり親家庭に対し、保育料の軽減を図ることができました。
- ・平成30年9月より子ども・子育て支援法施行令の改正に従い、区の事業としては終了しました。

3) 私立幼稚園等園児保護者に対する補助金

所管課：子育て支援課

【取組と成果】

- ・子どもが、子ども・子育て支援制度に移行しない従来型私立幼稚園に通う世帯を対象に、所得に応じて補助金を交付しました。
- ・令和元年10月から開始した幼児教育・保育の無償化に伴い、所得に関係なく保育料を助成し、更なる経済的負担の軽減を図りました。

【評価・分析】

- ・所得に応じた従来の補助制度に代わり、令和元年10月から開始した幼児教育・保育の無償化により、更に保護者の負担が軽減されました。

【今後の方向性】

- ・今後も子どもの預け先の選択肢の幅を広げ、私立幼稚園を希望する保護者の経済的負担の軽減を図っていきます。

4) 認証保育所の保育料保護者負担軽減

所管課：子育て支援課

【取組と成果】

- ・平成27年から令和元年度までの5年間で補助額を増額し、保護者の負担軽減を図りました。
- ・令和元年10月から開始した幼児教育・保育の無償化に伴い、認可保育所との均衡を保つため、更に助成額を増額しました。

【評価・分析】

- ・認証保育所の入所を希望する保護者の経済的負担軽減に大きく寄与するとともに、待機児童の解消に効果があったものと考えます。

【今後の方向性】

- ・区内認証保育所の利用料や、周辺他区、国や東京都の動向に注視しつつ、今後も負担軽減に向けた取組を実施していきます。

5) 児童手当等事業

所管課：子育て支援課

【取組と成果】

- ・各手当等の認定、消滅等の処分に対して、法令（条例）に沿った対応を実施しました。

【評価・分析】

- ・法令に基づき事業を適正に実施し、各手当の支給等を行いました。

【今後の方向性】

- ・引き続き制度の周知を行い、確実に事業を実施します。

6) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

新規

所管課：子育て支援課

【取組と成果】

- ・幼児教育・保育の無償化に伴い、子ども・子育て支援制度に移行しない従来型私立幼稚園の給食にかかる副食材料費を施設に助成することにより、保護者の経済的負担を軽減しました。

【評価・分析】

- ・低所得者、第3子以降の児童に対して、本事業を活用し、保護者の経済的負担を軽減しました。

【今後の方向性】

- ・今後も引き続き、事業を継続していきます。

基本目標2：すこやか子育て！

(1) 母子の健康づくりの推進

1) 妊婦健康診査事業

所管課：子ども家庭支援課

【取組と成果】

- 平成27年度から令和元年度までの5年間で、妊婦健康診査を1年間に延べ48,059件から51,469件の方が受診しています。

【評価・分析】

- 年度によって妊娠届出者数が異なるが、全ての妊婦が安全な出産ができるよう妊婦健康診査14回をはじめ、超音波検査1回等の費用の助成を行いました。

【今後の方向性】

- 令和2年度からは超音波検査の公費負担回数を1回から2回に拡大し、更に妊婦と胎児の健康管理と経済的な負担の軽減を図っていきます。

2) 歯科健康教育

所管課：健康づくり課

【取組と成果】

- 平成28年度から妊婦の歯科健康診査を開始しました。
- 平成28年度から令和元年度までの4年間で、受診率が19.4%から29.9%に向上しました。

【評価・分析】

- 保健センター等で実施している「ゆりかご面接」時に平成30年度から本事業のご案内シートを提示し受診勧奨を行うなどして、事業の周知を進めています。

【今後の方向性】

- 引き続き広報やホームページ等を利用した事業周知に努め、妊婦の歯と口腔の健康づくりを支援します。

3) 特定不妊治療費の助成

所管課：保健センター・子ども家庭支援課

【取組と成果】

- 平成27年度から令和元年度までの5年間で、1年間に291件から335件の特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）に係る費用の一部を助成することにより、経済的な負担を軽減しました。

【評価・分析】

- 東京都の「特定不妊治療費助成事業」の助成の認定がされた方へ、葛飾区独自に上乗せして実施する事業のため、東京都における対象年齢、回数制限や所得基準の緩和等によって葛飾区の助成件数も変動しています。
- 平成28年度より、都で男性分の特定不妊治療の認定を受けた夫婦の限度額を15万円から20万円に増額し、経済的な負担を軽減しました。
- 令和元年度からは、事実婚の方も助成の対象としました。

【今後の方向性】

- 特定不妊治療費助成事業は、国・都の制度改正を踏まえ、区の助成制度を検討します。

4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）

所管課：保健センター・子ども家庭支援課

【取組と成果】

- ・平成27年度から令和元年度までの5年間で、1年間に2,961件から3,455件のこんにちは赤ちゃん訪問を行いました。

【評価・分析】

- ・訪問実数は年々減少していますが、対象者数の変動があり、5年間の訪問率は85.5%から93.2%と比較的高い水準を維持しています。

【今後の方向性】

- ・赤ちゃんがいる全ての家庭を訪問し、乳児の成長を確認するとともに、保護者の育児不安や孤独感の軽減を図っていきます。

5) 乳幼児健康診査

所管課：保健センター・子ども家庭支援課

【取組と成果】

- ・乳幼児の疾病の早期発見・早期予防に努め、健やかな子育てを支援しました。
- ・乳幼児健康診査を実施し、健診受診後もフォローすることで必要な支援につなげました。
- ・未受診者をフォローし受診率の向上に努めました。

【評価・分析】

- ・未受診者のフォロー体制の基準を作り実施することで、高い受診率の維持と未受診者の状況把握をしています。

【今後の方向性】

- ・各健康診査を安全に実施し、健康診査や検査の受診率の向上に努めるとともに、育児不安の軽減に努めます。

6) 親と子の心の健康づくり

所管課：保健センター・子ども家庭支援課

【取組と成果】

- ・産後うつ病の発症予防と早期発見のため、エジンバラ産後うつ問診票を活用して支援が必要な方を「親と子のこころの相談室」につなげています。平成27年から令和元年までの5年間で、1年間に56人から64人に相談を実施し、不安を軽減し、必要時、関係機関と連携して支援しました。

【評価・分析】

- ・産後うつ病の発症予防や早期発見に努め、精神科医や心理士などの専門職につなげるなど育児不安を軽減することができました。また、必要時に関係機関へつなげることができました。

【今後の方向性】

- ・産後うつ病の発症予防と早期発見に努めます。また、不安を抱えている親子に「親と子のこころの相談室」で医師等の専門職員が相談支援し、継続的に支援が必要な場合は切れ目なく支援します。

7) 母親学級・パパママ学級

拡充

所管課：子ども家庭支援課

【取組と成果】

- ・母親学級・パパママ学級の中でも希望者の多い休日パパママ学級の開催を24回から30回に増やしたことにより、1年間に1,000人以上の方が休日パパママ学級に参加できるようになりました。

【評価・分析】

- ・父親の参加割合が3割から4割に増加してきています。

【今後の方向性】

- ・父親の参加しやすいよう実施日時、会場、内容を拡充し、父親と母親が助け合って育児を行えるよう支援していきます。

8) 育児グループの育成・支援

所管課：保健センター・子ども家庭支援課

【取組と成果】

- ・子育て中の親の孤立と育児不安を解消するため、子育てに困難を抱えている親たちの育児グループの育成支援を行っています。
- ・育児グループでは仲間づくりの推奨とともに情報共有しながら育児の問題に対する理解を深めることで、親自らが問題解決方法を学ぶ支援を行っています。

【評価・分析】

- ・保健センターでは特に育児に困難を抱えるハイリスクグループの支援を行い、新規参加者や経験者が交流しやすいように配慮し、グループ活動を継続しました。

【今後の方向性】

- ・子育てに困難を抱えている多様な育児グループの支援を行い、親同士の仲間づくりを推奨します。

9) 疾病の早期発見・早期対応

所管課：保健センター・子ども家庭支援課

【取組と成果】

- ・平成27年度から令和元年度までの5年間で、未熟児養育医療・育成医療・妊娠高血圧症候群等医療費助成は1年間に95件から127件、精密健康診査費用の助成は1年間に158件から235件行いました。
- ・令和元年度より新生児聴覚検査費用助成を開始し、聴覚障害の早期発見と早期療育の支援に取り組んでいます。

【評価・分析】

- ・精密健康診査や新生児聴覚検査の費用助成をすることで、適切に医療や療育につなげることができました。

【今後の方向性】

- ・今後も継続的に実施し、経済的負担を軽減して早期の治療・療育を図ります。

10) はしかの予防対策

所管課：保健予防課

【取組と成果】

- ・はしかが流行しないように、接種状況の把握や未接種者への勧奨を行いました。
- ・麻しん・風しん混合ワクチン(MR)の定期予防接種の未接種者を対象に、任意のMRの予防接種費用の全額助成を実施しました。

【評価・分析】

- ・未接種者への勧奨や費用助成を行っており、接種率は平成30年度までは増加傾向であったが、令和元年度は減少しており、未接種者への接種勧奨が必要です。

【今後の方向性】

- ・未接種者への個別通知やチラシを配布し、引き続き事業の周知を図っていきます。

11) 結核の予防接種

所管課：保健予防課

【取組と成果】

- ・結核の予防接種BCGの接種は、結核性髄膜炎を予防するために、1歳までに接種するよう積極的に勧奨しました。

【評価・分析】

- ・予防接種票の個別送付と健診時の確認、勧奨により接種率が向上しました。

【今後の方向性】

- ・生後5か月から8か月までの接種と接種率の向上を目指し、予防接種票の個別送付と健診時の積極的な勧奨を行うとともに、医療機関との連携により個別接種を進めています。

12) アレルギー相談の実施

所管課：保健センター

【取組と成果】

- ・乳幼児健康診査等での個別相談や健康教育のほか、アレルギー相談窓口を設置し、随時相談に
応じています。
- ・必要に応じて栄養士や環境衛生担当者、食品衛生担当者と連携して、相談体制の充実を図りま
す。

【評価・分析】

- ・相談件数は横ばいであり一定数を維持しているが、アレルギーの正しい知見に基づいた知識で
相談対応できるように職員の情報の共有に努め対応しました。

【今後の方向性】

- ・引き続き、乳幼児健康診査等や健康教育において、アレルギーについての正しい知識を普及し、
相談体制を継続していきます。

13) アレルギー性疾患に関する知識の普及啓発

所管課：地域保健課・保健センター

【取組と成果】

- ・ぜん息児水泳教室に応募した保護者を中心に参加者を募り、講演や実例を通して自己管理や予
防・改善方法の知識普及や指導を行いました。
- ・平成27年度から令和元年度までの5年間で、1年間に60人から75人の水泳教室の保護者
が、講習会に参加しました。

【評価・分析】

- ・参加者のアンケートなどによれば一定の評価を受けています。
- ・今後も水泳教室の保護者の参加が期待できます。

【今後の方向性】

- ・水泳教室の保護者だけでなく、一般公募の参加者を拡大し引き続き実施していきます。

14) 栄養教育の実施

所管課：健康づくり課・保健センター・学務課

【取組と成果】

- ・児童館、乳幼児健診においてリーフレットを配布しました。
- ・栄養教室を実施しました。
- ・小学校4年生及び中学校1年生の児童・生徒と前年度の受診者で医学的管理や経過観察が必要
と判断された者のうち希望者に、小児生活習慣病予防検診を実施しました。
- ・保護者向けリーフレットの配布や所見のある児童・生徒の保護者を対象とした小児生活習慣病
予防指導講習会を実施し、健康的な生活習慣を身につけられるように指導しました。

【評価・分析】

- ・月齢・年齢にあった食事の情報を届けることができました。
- ・テーマの集団指導と個別相談にも対応しました。
- ・計画策定前は57.3%であった受診率が、平成30年度には62.4%まで上昇しました。その
後、再び減少傾向にあるため、今後も受診率向上に取り組む必要があります。

【今後の方向性】

- ・児童館、乳幼児健診におけるリーフレットの配布を継続します。
- ・栄養教室を継続して実施します。
- ・対象児童・生徒への周知方法等を見直し、受診率及び講習会参加人数を向上させ、児童・生徒
の将来にわたる健康に寄与していきます。

15) 親と子の食育推進事業

所管課：健康づくり課・保健センター

【取組と成果】

- ・保育所の保護者へ食育指導教室を実施しました。
- ・保育所や幼稚園へ食育媒体の貸出や教材の提供を行いました。

【評価・分析】

- ・保育課との協力のもと、家庭での食育の重要性を伝えられました。
- ・各保育所での取組を支援することができました。

【今後の方向性】

- ・保育所の保護者へ食育指導教室を継続します。
- ・保育所や幼稚園へ食育媒体の貸出や教材の提供を継続します。

16) すくすく歯育て支援事業

所管課：健康づくり課

【取組と成果】

- ・健康教室及び歯科健診において、歯科保健に関する正しい知識の普及を図りました。
- ・子ども本人だけでなく家族に対してもむし歯予防を働きかけ、乳幼児の心身ともに健やかな発育とかかりつけ歯科医の定着を促しました。

【評価・分析】

- ・3歳児健診でむし歯がある者の割合は、低下してきています。
- ・3歳児健診受診者のかかりつけ歯科医をもっている割合はほぼ横ばいでした。

【今後の方向性】

- ・引き続き、健康教育・歯科健診においてむし歯予防についての正しい知識を普及し、家族や地域でデンタルIQを高めていきます。

17) 母親健康診査

所管課：健康づくり課

【取組と成果】

- ・母親健康診査の受診者数は年間2,000人程度おり、要医療者率は7.5%から10%程度でした。
- ・子育て中の女性の健診機会となり、一定数は疾病の治療のために医療へつなげることができました。
- ・平成28年度からは検査項目(HbA1c)を追加しました。受診票と合わせて産後うつについてのリーフレットを配布し、産後女性の健康維持の重要性を周知しました。

【評価・分析】

- ・健診の対象を3歳未満の子を持つ母親としており、同年代の方の受診可能な健診としてほかに、20歳代30歳代の健康診査、特定健康診査があり若干の重複受診がみられました。

【今後の方向性】

- ・令和2年度から20歳代・30歳代健康診査と統合・再構築し、健康づくり健康診査を実施しています。今後は、他に健診を受ける機会のない3歳未満の子の父親も対象とし、引き続き、健康の増進を支援します。

18) 子ども医療費助成の実施

所管課：子育て支援課

【取組と成果】

- ・子ども医療証の認定、支出、消滅等の処分に対して、条例に沿った対応を実施しました。

【評価・分析】

- ・対象児童数に大きな変化はないものの、子ども医療費助成額は増加傾向にあります。

【今後の方向性】

- ・引き続き、制度の周知を行い、確実に事業を実施します。

19) 入院助産

所管課：子育て支援課

【取組と成果】

- ・主に生活保護世帯、非課税世帯を対象に出産費用の補助を行い、安心して出産できるよう支援しました。

【評価・分析】

- ・平成29年度から令和元年までの助産件数は、相談件数の約13%と横ばい状態にありますが、低所得層の妊産婦が安心して出産をしてもらうために支援が必要です。

【今後の方向性】

- ・引き続き、経済的に困窮する妊産婦が安心して出産できるように、指定助産施設での入院・分娩費用の補助を行っていきます。

20) 小児初期救急平日夜間診療事業

所管課：地域保健課

【取組と成果】

- ・広報かつしかに毎回本事業を掲載し周知しています。
- ・平成27年度から令和元年度までの5年間で平均1,211人の受診者がいました。

【評価・分析】

- ・葛飾区政策施策マーケティング調査の「必要な時に、必要とする医療を受けられているか」では、平成27年度の84.6%から令和元年度の88.2%と上昇しており、本事業が満足度上昇に貢献したと考えています。

【今後の方向性】

- ・今後も引き続き医師会等と連携し、平日夜間の小児初期救急体制を支えていきます。
- ・区民が必要な時に本事業を利用できるよう、周知方法を増やすなどの検討をしていきます。

(2) 相談支援体制の充実

1) 子どもと親に対する相談・支援の実施

所管課：子ども家庭支援課

【取組と成果】

- ・平成27年度の相談員の延べ活動件数が16,689件に対して、令和元年度の件数は、23,372件と増えています。

【評価・分析】

- ・毎年、延べ活動件数は、増加しており、関係機関と連携し、様々な子育て支援サービスを活用しながら、課題解決を図れるよう対応しています。

【今後の方向性】

- ・引き続き、相談・支援を実施し、児童虐待の発生防止を図っていきます。

2) 就学前の子どもの発達相談

新規

所管課：子ども家庭支援課

【取組と成果】

- ・平成27年度から令和元年度までの5年間で、1年間に607件から688件の電話相談があり、必要に応じて、来所による面談等を実施しています。

【評価・分析】

- ・保護者の発達に関する不安や心配からつながった電話相談件数となっており、件数に変動があります。

【今後の方向性】

- ・引き続き事業を継続しながら、児童の発達を促がし、発達障害等の理解につながるよう支援をしていきます。

3) 特定妊婦電話相談事業

新規

所管課：子ども家庭支援課

【取組と成果】

- ・平成27年度から令和元年度までの5年間に、「妊娠出産どうしようコール」あてに1年間に51件から76件の相談があり、フォローが必要なケースは関係機関にフォローを依頼しています。

【評価・分析】

- ・東京都が「妊娠相談ほっとライン」を平成26年7月1日から開設し、周知されたことにより一時相談件数は減っていましたが、再び増加してきています。

【今後の方向性】

- ・妊娠がわかり悩んでいる方、出産後の養育について支援が必要な方に適切な支援を行い、適宜、関係機関と連携します。
- ・東京都の「妊娠相談ほっとライン」とも連携し、妊娠が確認できる早期の段階から相談しやすい環境を整えることで、虐待の発生を予防し、子どもの健全育成を推進していきます。

4) 児童虐待通報電話受付事業

新規

所管課：子ども家庭支援課

【取組と成果】

- ・24時間の受付事業は、平成29年度をもって事業を終了しました。
- ・引き続き、平日、土曜日の日中に電話による通報を受け付けており、平成27年度から令和元年度までの5年間で、1年間に192件から313件受け付けました。

【評価・分析】

- ・24時間の受付事業の終了は、国による児童相談所全国共通ダイヤルの普及に伴うものです。
- ・専用の電話回線を確保したことにより、確実に虐待通報を受けられるようになりました。

【今後の方向性】

- ・児童虐待の早期発見のため、適切に受付できる体制を維持していきます。

5) 地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）（再掲）

拡充

所管課：育成課・子育て施設整備担当課・子育て支援課

6) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）（再掲）

所管課：保健センター・子ども家庭支援課

7) 悩みごと相談の実施

所管課：人権推進課

【取組と成果】

- ・夫婦や子ども、家庭のことなど母親をはじめとした女性が抱える悩みなどの相談に専門のカウンセラーによる悩みごと相談を実施しました。平成27年度から令和元年度までの5年間で相談件数は減少しています。

【評価・分析】

- ・相談件数について、注視していく必要があります。

【今後の方向性】

- ・専門のカウンセラーが女性の自立を支援していくとともに、男性の悩みごと相談についても周知を図っていきます。

基本目標3：いきいき子育て！

(1) 仕事と子育ての両立支援

1) 企業向けセミナー

所管課：人権推進課・産業経済課

【取組と成果】

- ・ワーク・ライフ・バランスの推進や育児休業制度の定着を図るため、区内の企業向けにセミナーを毎年開催しました。

【評価・分析】

- ・継続的に開催することで、ワーク・ライフ・バランスを推進していく必要があります。

【今後の方向性】

- ・ワーク・ライフ・バランスを推進していくため、区内の企業に向けて、法改正を含めた取組を周知し、意識改革に取り組みます。

2) ワーク・ライフ・バランスに関する普及・啓発

所管課：人権推進課

【取組と成果】

- ・一人一人の生活を充実できるよう、イベントにおいて、ワーク・ライフ・バランスの意義を広く区民や企業に周知し、理解を深める活動を行いました。

【評価・分析】

- ・イベント参加者がワーク・ライフ・バランスに興味を持つような企画や理解しやすいリーフレットを作成する必要があります。

【今後の方向性】

- ・ワーク・ライフ・バランスの意義を広く周知するとともに、様々な工夫を凝らして理解を深めるための活動を行います。

3) ワーク・ライフ・バランスに関する講座・講演会

所管課：人権推進課

【取組と成果】

- ・ワーク・ライフ・バランスへの関心と理解を深めるため、介護や働き方の見直しなど、対象・課題に応じた講座・講演会を毎年実施しました。

【評価・分析】

- ・的確に現状を把握し、新たなライフプランなどを提供していく必要があります。

【今後の方向性】

- ・各年齢層に応じたライフプラン作りや、少子高齢化社会の対応に向けた知識・情報を提供するための講座・講演会を開催します。

4) ワーク・ライフ・バランス支援アドバイザー派遣事業

新規

所管課：人権推進課

【取組と成果】

- ・男女ともに仕事と家庭の両立ができ、働きやすい職場づくりを支援するため、区内中小企業へワーク・ライフ・バランス支援アドバイザーを派遣しました。平成27年度から令和元年度までの5年間で、20企業に支援アドバイザーを派遣し、育児・介護休業法に関する就業規則の作成又は改正を行いました。

【評価・分析】

- ・企業メリットをよりわかりやすく、企業が事業を活用してみようと思うようなパンフレットを作成する必要があります。

【今後の方向性】

- ・区内中小企業へ広くワーク・ライフ・バランス支援アドバイザーを派遣することで、男女ともに仕事と家庭の両立ができ、働きやすい職場づくりを支援します。

5) 事業所向け啓発誌の発行

所管課：人権推進課

【取組と成果】

- ・優秀な人材の確保・定着、企業のイメージ向上といった企業がワーク・ライフ・バランスに取り組むメリットや取組方法について周知するため、事業所向け啓発誌「LOOP」を5,600部作成し、区内の事業所へ配布しました。

【評価・分析】

- ・企業にとって重要な法改正などを正確により広く情報提供していく必要があります。

【今後の方向性】

- ・ワーク・ライフ・バランスに関する取組や法改正、行政による支援・相談体制の情報提供をするため、区内事業所向けに情報誌を発行します。

6) 企業企画講座の開催支援

所管課：人権推進課

【取組と成果】

- ・ワーク・ライフ・バランスを含む男女平等に関する学習・講座を希望する事業所に対し、開催や運営を支援する事業でしたが、平成27、28年度は希望する事業所がなく、男女平等推進計画（第5次）に位置付けられなかったことから、平成29年度以降は、企業向けにセミナーを開催するなかで、ワーク・ライフ・バランスを推進しました。

7) 男性の家庭生活参画促進に関する普及・啓発とネットワークづくり支援

所管課：人権推進課

【取組と成果】

- ・家事・育児などの実践的な講座を毎年開催するとともに、参加者同士による情報交換やネットワークづくりを支援しました。

【評価・分析】

- ・区民のニーズを的確にとらえ、応えていく必要があります。

【今後の方向性】

- ・各世代に応じた講座の開催やより多くの男性が参加し、参加者同士による情報交換やネットワークづくりができるよう支援します。

8) 再就職講座

所管課：人権推進課・産業経済課

【取組と成果】

- ・東京都の用意した訓練施設で、民間教育機関が女性の再就職に役立つ訓練等を、子育て中の女性に負担のかからない時間の中で効率的に実施しました。また、託児所を併設することにより、未就学児童を養育する方の受講も可能としました。

【評価・分析】

- ・労働力人口の減少は今後も課題であり、全員参加型の社会形成が求められていることから、女性の妊娠・出産・育児など人生の各ステージに適応した支援を行う必要があります。

【今後の方向性】

- ・引き続き女性の再就職や起業、また、継続して働けるよう支援を行っていきます。

基本目標4：あんしん子育て！

(1) 子育て家庭が暮らしやすい環境の整備

1) 赤ちゃんの駅事業

拡充

所管課：育成課

【取組と成果】

- ・「赤ちゃんの駅」の設置箇所の拡充及び利用者数の増加に取り組み、平成27年度から令和元年度までの5年間で11か所設置し、総設置箇所数は54箇所となりました。
- ・利用者数は、令和元年11月25日から12月24日までの一か月間で2,230組となっています。

【評価・分析】

- ・設置箇所を拡充していく際は、設置箇所数が比較的少ない地域に重点的に設置していくなど、総設置箇所数だけでなく、地域ごとの設置箇所数に留意する必要があります。
- ・利用者数は、設置箇所の拡充や広報媒体での積極的な周知により、年々増加傾向にあります。

【今後の方向性】

- ・今後も「赤ちゃんの駅」の設置箇所数を増やしていくとともに、多くの方に認知・利用していただけるよう、区ホームページ等をはじめとした広報媒体を活用し、積極的に周知していきます。

2) 子育て支援施設の拠点整備

新規

所管課：育成課・子育て施設整備担当課・保育課

【取組と成果】

- ・老朽化した子育て支援施設の建て替えに合わせ、子ども及び保護者に対し、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援することを目的とした「子ども未来プラザ鎌倉」を令和2年1月に開設しました。

【評価・分析】

- ・乳幼児親子を中心に、近隣以外の区内地域からも利用されています。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、新たな生活様式に合わせた施設整備が必要です。

【今後の方向性】

- ・老朽化した子育て支援施設の建て替えを速やかに進め、地域の子育て支援の拠点となる「子ども未来プラザ」を区内7か所に整備していきます。

3) 遊びや生活を通した子どもの健全育成

所管課：育成課

【取組と成果】

- ・毎年、遊びの技術の習得に特化した研修を実施しました。
- ・平成27年度から令和元年度までの5年間で、児童館及び子ども未来プラザの小学生の利用人数は年々減少しました。

【評価・分析】

- ・小学生の利用人数が減少した理由として、放課後子ども事業（わくわくチャレンジ広場）などの放課後の支援事業が充実してきたことが考えられます。

【今後の方向性】

- ・従事者の更なるスキルアップを図るため、従事者間の情報交換や東京都の研修を活用する等して遊びの充実を図ります。

4) 特定交通安全施設整備事業（あんしん歩行エリア整備事業）

所管課：道路補修課

【取組と成果】

- ・指定エリア内での交通安全対策が完了し、当初目標値（交通事故発生数削減率）を達成したため、平成27年度末をもって事業は終了しました。

5) 歩道勾配改善事業

所管課：道路補修課

【取組と成果】

- ・妊婦や幼児、ベビーカー等誰もが安全で快適に通行できるよう、歩道の勾配改善に取り組み、平成27年度から令和元年度までの5年間で、道路延長約1.9Kmを整備し、改善率を69%から77%に向上することができました。

【評価・分析】

- ・現道の改修工事となるため、交通確保（歩行者・車両等を含む）や沿道環境等により、施工の際に制約があるものの、事業を着実に進めています。

【今後の方向性】

- ・今後とも、妊婦や幼児、ベビーカー等誰もが安全で快適に通行できる歩行空間を確保するため、歩道の横断勾配を改善し、歩道部の平坦性を確保していきます。

6) 「だれでもトイレ」の設置

所管課：公園課

【取組と成果】

- ・公園整備の際に、ベビーキープ（乳幼児専用いす）等を常設した「だれでもトイレ」を平成27年度から令和元年度までに18園設置しています。

【評価・分析】

- ・公園、児童遊園の新設及び改修にあわせて「だれでもトイレ」の設置をしており、年度ごとに設置した園数にばらつきがありますが、毎年設置しています。

【今後の方向性】

- ・引き続き、「だれでもトイレ」の設置を進め、トイレのバリアフリー化を図っていきます。

7) 乳幼児の利用に配慮した遊び場づくり

所管課：公園課

【取組と成果】

- ・乳幼児がよく遊ぶ砂場に、犬猫が入るのを防ぐための柵を、平成27年度から令和元年度までの5年間で13箇所設置しています。

【評価・分析】

- ・砂場柵の設置は、公園のバリアフリー化工事にあわせて行っており、年度ごとに設置した箇所数にばらつきがありますが、毎年設置しています。

【今後の方向性】

- ・引き続き、公園の利用状況を見ながら公園改修工事にあわせて砂場柵を設置していきます。

(2) 子どもの安全の確保

1) 地域安全活動支援事業（安全・安心情報メール）

所管課：生活安全課

【取組と成果】

- ・防犯講話など様々な機会を捉えて周知を行い、登録者数の拡大につなげました。

【評価・分析】

- ・登録者数は、5年間で10,700件近く増加しました。

【今後の方向性】

- ・安全・安心情報メールから得られる情報によって、より多くの子どもを犯罪や事故から守り、安心して子育てができるようにするため、今後も、様々な機会をとらえて、登録者の拡大に努めます。

2) 交通安全運動の推進

所管課：交通政策課・交通安全対策担当課

【取組と成果】

- ・春、秋の交通安全運動や自転車交通安全教室で、交通安全のための知識を向上させることにより、子どもの事故件数が平成27年から令和元年までの5年間で8人減少させることができました。

【評価・分析】

- ・子どもの事故件数について、10年前からは約三分の一に減少しているものの、5年前からは数件の減少にとどまっています。
- ・子どもの交通事故の半数以上は自転車による事故のため、これからも定期的な自転車交通安全教室等で自転車安全利用五則を周知していく必要があります。

【今後の方向性】

- ・警察などと協力し交通安全運動を行うとともに、広報かつしかなどの掲載や自転車交通安全教室で引き続き啓発活動を実施していきます。

3) 安心・安全な公園づくり

所管課：公園課

【取組と成果】

- ・新設する公園は、見通しの良さや照明の配置を考慮しながら整備を進めており、平成27年度から令和元年度までに約22,044㎡整備しています。
- ・公園の改修は、遊具や樹木の更新に合わせて照明等の施設の位置も見直しており、平成27年度から令和元年度までに19園を整備しています

【評価・分析】

- ・公園整備には区民からも安心・安全のニーズが多く寄せられているため、地元からの意見を取り入れながら、整備を行っています。

【今後の方向性】

- ・公園の新設、改修の際には、区民ニーズや地域特性を踏まえつつ、引き続き防犯面を考慮しながら、安全安心な公園づくりを進めていきます。

4) 公園の安全点検

所管課：公園課

【取組と成果】

- ・日常の公園巡回点検のほか、自主管理団体・所轄警察・地域町会・学校等との連携を図りながら、事故や犯罪から未然に子どもたちを守る取組を行っています。

【評価・分析】

- ・区民等と協働を図りながら公園管理を進めているため、様々な視点で安全点検を実施しています。

【今後の方向性】

- ・引き続き、各団体と連携を図りながら取り組んでいきます。

5) 子どもを犯罪から守るまちづくり活動支援

所管課：生涯学習課

【取組と成果】

- ・小・中学校PTA や青少年育成地区委員会の取組を支援するため、取組のノウハウを学ぶ講座を毎年継続して開催しました。
- ・取組の結果、それぞれの地域の公園や道路の危険箇所の改善が図られました。また子どもを見守る大人の目を増やすことができました。

【評価・分析】

- ・小・中学校PTA の多忙化等により、継続的に取り組んだり、新規に参加する団体がなかなか出てこない状況があります。
- ・各団体の取り組むスケジュールが異なる傾向があり、一堂に会する講座の開催が難しく、参加者数が伸び悩んでいます。

【今後の方向性】

- ・小・中学校PTA や青少年育成地区委員会の取組を更にきめ細かく支援していくため、講座の開催方法を見直したり、各団体のニーズに合わせた支援を進めていきます。
- ・ハード面の改善にとどまらず、地域一体となった子どもの見守りにつながるソフト面の改善（まちづくり活動）を進めていきます。

基本目標5：みんなで子育て！

(1) 確かな学力・体力向上に向けた子どもの育成

1) 葛飾学力伸び伸びプランの推進

新規

所管課：指導室

【取組と成果】

- ・学校ごとにプランを計画し、取組指標・成果指標を設けて取り組み、検証したことで、効果的な取組や成果が上がった取組について、区内各校で共有することができました。

【評価・分析】

- ・指導員や指導補助員の配置、学習ノートを活用した自主学習の取組等、個々の課題に応じた指導・支援を充実させる取組が増加しました。

【今後の方向性】

- ・各校のプランで、成果を上げ効果的な取組について、区内各校へ還元を図ります。

2) こども体力向上プロジェクトの推進

所管課：指導室

【取組と成果】

- ・児童・生徒の体力測定値が都平均値を上回ることを目指して、子どもの体力調査を継続的に実施するとともに、目標を掲げ、各学校で子どもの体力向上に向けた特色ある取組を推進しました。

【評価・分析】

- ・体力調査の結果をもとに分析を行い、各校で数字の低かった種目の強化を含めた体力向上の取組を継続して行っていく必要があります。
- ・オリンピック・パラリンピック教育と合わせて、体力向上の取組を推進することができました。

【今後の方向性】

- ・体力調査の結果を基に、「かつしかっ子チャレンジ（体力）」を策定し、小中学校で取り組みます。
- ・各校の取組の中から成果が上がっている効果的な取組については、共通の取組として実施します。

3) 特色ある学校づくり推進

所管課：指導室

【取組と成果】

- ・学校や地域の実態を生かした教育活動を実施するために、予算を配分することで、各学校が工夫しながら、ふるさと葛飾に誇りをもてる取組を実施できました。

【評価・分析】

- ・学校や地域の実態に応じた取組を実施することで、地域との連携を深めることができ、「特色ある学校づくり」を推進することができました。

【今後の方向性】

- ・「特色ある学校づくり」を推進し、各学校の児童・生徒、地域の実態に応じて、ふるさと葛飾に誇りをもてる取組を充実していきます。

4) 学校図書館の支援

所管課：指導室

【取組と成果】

- ・学校司書の配置日数を増やすことで、学習センター（学校図書館）において、学べる環境をつくり、調べ学習等の活用を推進することができました。
- ・放課後や長期休業中に学習センター（学校図書館）を開放し、児童・生徒の自学自習の場として活用することができました。

【評価・分析】

- ・学校司書を常駐化し、授業支援等を行ったり、放課後に自学自習の場として利用したりすることで、学習センター（学校図書館）の活用を進めることができました。また、蔵書点検や学校図書館の掲示物の整備等、児童・生徒の学習環境を整えることができました。

【今後の方向性】

- ・学校図書館コーディネーターを指導室に配置し、効果的な学習センター（学校図書館）の活用のために、学校司書の支援や研修等を実施していきます。
- ・学校司書の資質向上を図り、授業における学習センター（学校図書館）の活用を推進していきます。

5) 教員の資質・能力の向上

所管課：指導室

【取組と成果】

- ・全ての教員がその職としての特性や個々のライフステージに合わせて資質・能力が向上できるように、様々な研修や研究活動を充実させることができました。

【評価・分析】

- ・初任者から2年次、3年次と系統的に実施をすることで、教員として求められる資質・能力を効果的に身に付けられており、幼児・児童・生徒への指導にも生かすことができている。
- ・中堅教員からリーダー教員への育成も図り、校内での全教員への啓発にもつながっています。

【今後の方向性】

- ・全ての学校・園で、研究主任を中心として、研究や研修を推進するとともに、区全体での授業力の向上及び「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を図ります。
- ・各校の教育課題に対応した研究については、積極的に「教育研究指定校」として指定し、研究発表等で成果を区内全校で共有していきます。

6) 葛飾スタンダードの策定・推進

新規

所管課：指導室

【取組と成果】

- ・「葛飾スタンダード」の3つの取組として、かつしかっ子学習スタイル・葛飾教師の授業スタンダード・かつしかっ子チャレンジに取り組みました。
- ・教員が児童・生徒にとって分かりやすい授業を進めるために取り組むことができました。

【評価・分析】

- ・学習規律が整い、各学年の基礎・基本を身に付け、児童・生徒が主体的に学べる授業が展開されました。

【今後の方向性】

- ・ICT環境の整備に合わせたスタンダードの見直しを行います。

7) 学校 ICT 環境の整備

拡充

所管課：指導室

【取組と成果】

- ・無線 LAN、学習用タブレット PC、大型提示装置等を導入し、学校の ICT 環境の整備を実施しました。
- ・「かつしか教育情報化推進プラン」を策定し、本プランに基づき教育の情報化の推進に取り組みました。

【評価・分析】

- ・各学校のどの教室においても、学習用タブレット PC 等の ICT 機器を活用できる環境を整備しました。
- ・今後は、環境面の整備だけではなく、教員の ICT 活用指導力の向上を図るための支援を充実させることが必要です。

【今後の方向性】

- ・文部科学省が掲げた「GIGA スクール構想」（1人1台端末の整備等）に対応するとともに、その ICT 環境を前提とした授業等の学習活動の改善を図り、子どもたちが、これからの時代に求められる資質・能力を確実に備えることができる学校教育を実現するため、教育の情報化に取り組みます。

8) いじめ・不登校への対応

所管課：指導室・学校教育支援担当課

【取組と成果】

- ・教員経験者と心理専門員が学期に1回ずつ、全ての小・中学校を訪問し、不登校やその傾向にある児童・生徒一人一人の状況に応じた支援のあり方を指導・助言するなど、学校と連携しながら支援を図ることができました。
- ・校内適応教室を新たに2校設置しました。
- ・有識者や教職員などをメンバーとする「不登校対策プロジェクト検討委員会」を開催し、情報共有を行いました。
- ・「葛飾区教育委員会いじめ問題対策委員会」及び「葛飾区いじめ問題対策連絡協議会」において、学校におけるいじめ防止の取組について協議し、関係する機関及び団体の連携を行っています。
- ・いじめの兆候が見られた場合は、当該学校において速やかに学校いじめ問題対策委員会で協議し、早期に組織的な対応を行います。

【評価・分析】

- ・校内適応教室は、学校には来られるが、教室に入れない生徒・児童に対しての効果が高いため、今後も校内適応教室設置校を増やしていくことが必要です。
- ・今後は学校の不登校に対する理解を深めることが必要です。
- ・適応指導教室、校内適応教室、ICT 技術を利用した不登校生徒・児童向けの学習環境の整備が必要で

【今後の方向性】

- ・不登校の児童・生徒が多い学校に支援員を配置した校内適応教室を毎年2校増設します。
- ・学校の不登校に対する理解を深めるための「不登校スタンダード」の作成とコロナ対策及び GIGA スクール構想と合わせ、ICT 技術を活用した不登校生徒・児童のコミュニケーションツールの検討・整備を実施します。

9) 幼保小の連携推進

新規

所管課：育成課・子育て支援課・保育課・指導室

【取組と成果】

- ・幼保小連携教育検討委員会において、幼稚園、保育所、小学校の連携促進に取り組みました。
- ・幼児期に身に付けてほしい基礎的・基本的な力や生活習慣を示した取組表に基づき、連携校園で具体的に実践を進めました。

【評価・分析】

- ・かつしかっ子スタートカリキュラムの実施や、「幼児期の学びと小学校教育の連携のための取組表」や「幼児教育と小学校教育をつなぐ連携プラン」を基に、各ブロックや各グループの実態に応じ、幼保小連携教育を実施することができ、各グループの実践を「令和元年度幼保小連携教育実践集」にまとめ、区内公立小学校、幼稚園、保育所、私立幼稚園、保育所に配布しました。また、令和2年2月に実践発表会を行いました。
- ・幼稚園、保育所、小学校の更なる連携の充実を目指し、就学前教育カリキュラム作成委員会を3回開催し、「かつしかっ子就学前教育カリキュラム」の内容について検討しました。

【今後の方向性】

- ・幼保小連携教育検討委員会において、幼稚園、保育所、小学校の連携促進に取り組みます。
- ・幼児教育と小学校教育の円滑な接続を目指し、スタートカリキュラムの実施や就学前教育カリキュラムを作成するとともに、各連携校園での取組を推進します。

10) 学校施設の改築・改修

新規

所管課：学校施設計画担当課・学校施設担当課

【取組と成果】

- ・平成26年9月に決定した改築校6校のうち、小松中学校は令和2年2月に新校舎が竣工しました。本田中学校は令和2年10月の竣工、東金町小学校は令和3年8月の竣工に向け、引き続き、新校舎の建設工事を行いました。高砂けやき学園高砂小学校・高砂中学校及び西小菅小学校は、実施設計を終え、既存屋外プールの解体、仮設校舎の建設工事など、改築に向けた工事を進めました。
- ・平成30年9月に決定した改築校7校のうち、水元小学校・道上小学校は、基本構想・基本計画を策定しました。残り5校も改築に向けた検討を進めました。

【評価・分析】

- ・学校施設の改築に当たっては、「葛飾区立学校の改築に向けた指針」を踏まえ、計画的に進めました。
- ・学校ごとに改築における課題やニーズが異なるため、学校関係者や保護者、地域住民などで構成する改築懇談会を設けて、意見を伺いながら、適切な学習環境を確保できるよう進めました。

【今後の方向性】

- ・平成26年9月に決定した改築校6校について、令和5年度までの完了に向け、改築を着実に進めていきます。
- ・平成30年9月に決定した改築校7校の基本構想・基本計画の策定は、順次着手し、令和4年度までには全ての学校において実施します。
- ・改築の実施に当たっては、適切な学習環境を確保できるよう、学校規模の適正化などを見据えながら進めていきます。

11) 理数教育の充実

新規

所管課：指導室

【取組と成果】

- ・東京理科大学等と連携して教員の理科実技研修等を実施し、理数教育の充実を図りました。
- ・「葛飾みらい科学研究コンクール」を開催し、子どもたちの自主的な探究活動を支援しました。

【評価・分析】

- ・今後も、取組を推進し、算数・数学・理科が好きな児童・生徒の割合を増やしていくことが必要です。

【今後の方向性】

- ・より多くの児童・生徒が参加できるように、内容の検討を行います。

12) 特別支援教育の充実

新規

所管課：指導室・学校教育支援担当課

【取組と成果】

- ・平成27年度から令和元年度までの5年間で派遣回数を拡大しながら、特別支援教育巡回指導員や専門家チームを各学校に派遣し、巡回相談や指導の充実を図りました。
- ・アイリスシート学齢別版の発行・活用を通じて、継続性のある特別支援教育への実施に繋がりました。

【評価・分析】

- ・特別支援教育巡回指導員については、年々ニーズが高まっており、個別の指導や在籍学級での指導補助について効果が出ていることから、継続して実施していくことが必要です。
- ・アイリスシート学齢別版については、効果的な制度周知を実施していく必要があります。

【今後の方向性】

- ・「自閉症・情緒障害特別支援学級(固定学級)」を、高砂小学校並びに高砂中学校に加え、増設を予定しています。
- ・小・中学校における合理的配慮を推進し、児童・生徒一人一人の学びの機会を確保していきます。

(2) 家庭・地域による子どもの育ち支援

1) 乳幼児とのふれあい体験事業

拡充

所管課：育成課・子育て支援課・保育課・指導室

【取組と成果】

- ・保育所、認定こども園、幼稚園等において、小学生・中学生・高校生等が乳幼児とふれあう場を設けました。

【評価・分析】

- ・今後も乳幼児とふれあう機会の提供を継続し、それぞれの発達段階に応じた成長を支援していくことが必要です。

【今後の方向性】

- ・次の親世代を育成するという視点から、子どもたちに命の大切さや親になることを考える場を提供することを推進します。

2) 家庭教育関連事業

所管課：地域教育課

【取組と成果】

- ・「家庭教育応援制度」を利用して学習会を開催した団体数は、平成27年度から令和元年度までの5年間で、36団体から41団体に増加しました。参加者数は1,594人から2,548人に増加しました。
- ・「早寝・早起き、朝ごはんカレンダー」は、毎年区立小学校の全児童及び区内の幼稚園・保育所等に在籍する4・5歳児の保護者に配付しました。
- ・「かつしか家庭教育のすすめ」は、区内の幼稚園・保育所等に在籍する5歳児の保護者、「家庭教育講座」の参加者、入学前保護者会の参加者及びPTA研修会の参加者等に配付しました。

【評価・分析】

- ・「家庭教育応援制度」は、利用団体数や参加者数が高水準を維持するなど、多くの保護者に家庭教育の学びの場を提供しています。
- ・「早寝・早起き、朝ごはんカレンダー」は、作成に当たり「朝食レシピコンテスト」を実施し、栄養バランスを考慮した朝食への意識が高まるよう啓発しています。
- ・「かつしか家庭教育のすすめ」は、平成29年度に子どもの生活習慣向上・家庭教育支援関係者会議委員の意見も参考に改訂版を作成し、イラストの増加やユニバーサルデザインに配慮したデザインの変更などを行い、見やすいものとなりました。

【今後の方向性】

- ・「家庭教育応援制度」は、PTA等の保護者組織による利用団体を増やすため、制度の周知を図ります。
- ・「早寝・早起き、朝ごはんカレンダー」を区立小学校の全児童及び区内の幼稚園・保育所等に在籍する4・5歳児の保護者に配付するとともに、「かつしか家庭教育のすすめ」を入学前保護者会やPTA研修会等の場で配付することで、引き続き、家庭教育の大切さを啓発します。

3) 家庭教育講座

新規

所管課：地域教育課

【取組と成果】

- ・平成27年度から平成29年度までは3地区年6回の開催であったが、平成30年度以降は、4地区年8回の開催に増やしました。
- ・定員数を平成27年度から令和元年度までの5年間で、25組から35組まで増やしたことから、参加者数は140人から329人に増加しました。

【評価・分析】

- ・平成28年度以降は「子ども教室」の応募数が定員数を上回っているため、実施回数や定員を増やして対応したが、なお定員数を上回る応募があり、落選者が出ていることから、定員数を増やす必要があります。

【今後の方向性】

- ・より多くの保護者及び就学前の幼児の不安軽減に資するよう、募集人数の拡大を検討します。

4) 部活動の充実

所管課：指導室・地域教育課

【取組と成果】

- ・中学校の部活動指導にあたる教員の減少や異動による部活動の休部又は廃部を防ぐとともに、部活動の適切な指導を行うため、地域顧問指導者又は地域技術指導者を配置し、部活動の円滑な運営を支援しました。
- ・地域顧問指導者及び地域技術指導者の配置人数は、平成27年度から令和元年度までの5年間で合わせて14人増加しました。

【評価・分析】

- ・平成30年9月に「中学校部活動地域指導者設置要綱」を改正し、各中学校の地域顧問指導者の配置人数の制限緩和や地域顧問指導者及び地域技術指導者の謝金の支払上限金額の見直しを行ったことにより、各中学校からの配置人数の希望が増加しました。

【今後の方向性】

- ・「葛飾区運動部活動の在り方に関する方針」及び「葛飾区文化部活動の在り方に関する方針」に基づき、地域顧問指導者又は地域技術指導者を積極的に配置します。
- ・部活動の適切な運営に係る実効性を確保するための研修を実施して、地域顧問指導者及び地域技術指導者の資質の向上を図ります。

5) 早寝・早起き、朝ごはんの推進

所管課：指導室

【取組と成果】

- ・各学校で食育推進チームを編成し、食育リーダーを選任して、「食育全体計画」を作成するとともに、家庭や地域との連携を図りながら、食育の推進を図りました。

【評価・分析】

- ・今後も引き続き、食育リーダーを中心に学校の食育の推進を図るとともに、各学校において食育に対する意識の向上を図る必要があります。

【今後の方向性】

- ・「食育全体計画」を確実に全校で実施していきます。また、栄養教諭、栄養士の活用を更に推進します。

6) 地域の子ども会活動の充実

所管課：地域教育課

【取組と成果】

- ・地域の子ども会活動の充実を図る取組として、葛飾区子ども会育成会連合会（以下「区子連」という。）及びその加盟団体に対し、①活動についての相談・助言・情報提供 ②事業への参加・協力 ③ブロック合同行事の活動支援 ④指導者研修会の開催 ⑤新規加盟子ども会へ会旗の授与を行っています。
- ・区子連との共催事業として行っている子どもまつりや少年キャンプを通して、子ども会員や育成者の活動の充実を図っています。

【評価・分析】

- ・子ども会に加入すると、保護者（育成者）にとっては行事参加等への負担感が大きいことを背景に、区子連加盟の子ども会団体数の減少を抑えることができず、それに伴い、子ども会会員数も減少しました。

【今後の方向性】

- ・育成活動の充実や区子連加盟の子ども会団体数の減少を抑制することを目的に、イベント等を行い改善を図っていくとともに、単位子ども会育成会が負担になりにくい仕組みづくりを構築するなど区子連と連携して改善を図っていきます。

7) 青少年の地域参画の推進

所管課：地域教育課

【取組と成果】

- ・青少年育成地区委員会及び青少年委員の協力のもと、それぞれの地域の実情に合わせた行事を企画及び運営し、青少年が地域行事へ参画しやすい状況となりました。
- ・子どもまつりや少年の主張大会等の事業の充実を図りました。

【評価・分析】

- ・行事数、行事の参加人数ともに、若干の増減はあるものの、安定的な数値を維持しており活動の順調さを表しています。
- ・感染症拡大の影響により、行事の実施に支障が発生しているため、安全対策を徹底した事業の運営が求められます。

【今後の方向性】

- ・今後も青少年育成地区委員会及び青少年委員会と協力しながら、事業の企画、運営に取り組み、青少年の健全育成を推進します。

8) 青少年対象事業

所管課：生涯学習課

【取組と成果】

- ・一部の事業で、参加の機会を増やすため、開催回数を増やしました。

【評価・分析】

- ・参加者のアンケート結果から、青少年対象事業は、区民から高い支持を得ています。
- ・「そうさく教室」、「NPO との協働による文化芸術教室」などの事業において、他では得にくい創造力や自己表現力を育むことを目的とした、質の高い事業を提供しています。

【今後の方向性】

- ・参加者の裾野を広げるため、参加対象者や事業の周知方法等の見直しや工夫を行います。
- ・世代の違う子どもたちが同じ事業で楽しめるように、内容の充実を図ります。

9) 図書館のヤングアダルトコーナーの充実

所管課：中央図書館

【取組と成果】

- ・中高生が興味を持つような資料だけではなく、学校・進路・生きるために必要な資料を取り揃え、ヤングアダルトコーナーの充実を図りました。
- ・季節ごとに時事を取り入れた特集を組みました。

【評価・分析】

- ・各図書館で購入計画を立て、資料の充実に努めました。
- ・秋の読書週間では、全館揃って「はてなぶっくす？」という本を英字新聞で包み、テーマ毎に貸出する「お楽しみ袋」風のイベントを行い、貸出数の増加につなげました。なお、各館ごとに包む冊数を変えるなど、それぞれ工夫をしました。

【今後の方向性】

- ・更なる資料の充実を図るとともに積極的に資料の除籍の検討を行い、使いやすい書架を目指します。
- ・中高生に足を運んでもらうため、ホームページなどを通じてPRしていきます。

10) 職場体験の実施

所管課：指導室

【取組と成果】

- ・総合的な学習の時間を中心に中学校2年生が社会の一員として社会性、職業観や勤労観を養うため実施しました。

【評価・分析】

- ・中学2年生の時期に職場体験を通じたキャリア教育を行い、望ましい職業観や勤労観を養う教育的意義は大きく、今後も引き続き継続していく必要があります。

【今後の方向性】

- ・事業の告知方法、募集方法の見直しや、魅力あるチラシ作り、それぞれの事業に興味関心のない子どもに参加する意欲を持たせる工夫を行います。
- ・世代の違う子どもたちが同じ事業で楽しめるように、上の世代の子どもたちが下の世代の子どもたちに指導する機会を設けることにより、内容の充実を図ります。

11) 学校地域応援団事業

拡充

所管課：地域教育課

【取組と成果】

- ・平成27年度から令和元年度までの5年間で、区立小・中学校全校に学校地域応援団を設置することができました。
- ・ボランティア延べ参加者数は平成27年度から令和元年度までの5年間で、31,085人から37,893人に増加しました。

【評価・分析】

- ・設置校数は増加したものの、ボランティア延べ参加者数は平成29年度をピークに減少していることから、今後も学校地域応援団の活動支援の充実に取り組む必要があります。

【今後の方向性】

- ・ボランティアの確保等、地域コーディネーターが抱える様々な課題を解決するため、情報交換会を開催する等、支援の充実を図っていきます。
- ・活動実態が多様化していることから、新たな取組事例の共有化を図ります。
- ・地域の方が気軽に学校支援に参加できる環境づくりに取り組んでいきます。

12) 放課後子ども事業（わくわくチャレンジ広場）

所管課：地域教育課

【取組と成果】

- ・対象学年の拡大や学習・文化・スポーツプログラムの実施などに取り組んできた結果、平成27年度から令和元年度までの5年間で、登録児童数は9,823人から12,246人、児童登録率は77%から82%に、それぞれ増加しました。

【評価・分析】

- ・登録児童数・率ともに増加したものの、対象学年などの拡大は年々困難になってきています。全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごせる環境を引き続き整えていくためには、現在の運営体制を維持・活性化していく必要があります。

【今後の方向性】

- ・PTA、保護者、学校、地域の方々などへの働きかけにより、子どもたちを見守る児童指導サポーターの新たな担い手の確保等により運営体制の維持・活性化を図り、地域・学校の意見を調整しながら対象学年や実施日数などの拡大を進めていきます。

13) 子ども食育クッキング

所管課：生涯学習課

【取組と成果】

- ・参加者の機会を増やすため、開催回数を増やしました。
- ・毎回テーマを決め、そのテーマに沿って食育を行いました。

【評価・分析】

- ・毎回、多くの方から応募があることから、参加者の希望にあった事業を提供しています。
- ・メニューによって、応募者の人数に偏りがあったことから、今後は募集する際に掲載する料理の写真等、参加したいと思えるように工夫する必要があります。

【今後の方向性】

- ・親子クッキングに参加できる親子について、従来は親1人、子1人としていましたが、子ども2人で参加したいとの要望が増えていることから、親1人、子2人までとします。
- ・親子クッキングについて、土日開催をしているが、新たに平日夜間の開催を取り入れ、土日に来られない親子も参加できるようにします。

14) かつしか地域スポーツクラブを中心としたスポーツ環境整備

拡充

所管課：生涯スポーツ課

【取組と成果】

- ・平成27年度から令和元年度までの5年間で、クラブのプログラムを10種目増やしたことにより、利用できる幅が広がり、中学生以下の会員数が154人増加した。

【評価・分析】

- ・毎年、プログラム種目を増やすことにより、会員数を増やしてきたが、利用率の低いプログラムも多く、限られたスタッフ、指導者の中で効率よくクラブ運営をしていくためには、活動エリアの拡大や定期的にプログラムを見直し、関心度の高いプログラムを取り入れることなどが必要です。

【今後の方向性】

- ・東京2020大会の気運醸成を更に高め、区全体にクラブの認知度を上げてきます。
- ・クラブの活動エリアを拡大していくことにより、新規会員の確保と各プログラムへの参加者数拡大に繋がります。
- ・親子でスポーツに親しむ地域のスポーツ環境の醸成を図ることを目的に、親子を対象としたスポーツ教室等を増やします。

15) かつしか区民大学

所管課：生涯学習課

【取組と成果】

- ・地域の教育力の向上や子どもたちの健全育成を図るため、講座を毎年継続して開催しました。
- ・子どもボランティア総合講座では、わくわくチャレンジ広場サポーターの方々にも多く参加いただき、知識や技術の向上を図ることができました。
- ・子どもに関わるボランティア団体との協働により、新たなボランティアを生み出すことができました。

【評価・分析】

- ・子どもに関わるボランティアが活躍できる場の整備や、関係部署・関係団体との連携・協働をより一層進めていくことが必要です。

【今後の方向性】

- ・現在ボランティアとして活動されている方々のニーズに合った講座を展開していきます。
- ・新たなボランティアを生み出すための講座の開催や、活躍できる場の整備に向けた支援に取り組めます。

16) 地域の子育てボランティア等の活用

所管課：育成課

【取組と成果】

- ・平成27年度から令和元年度までの5年間で、1年あたり延べ平均で3,104人の子育てボランティアが活動しました。

【評価・分析】

- ・平成27年度から平成29年度までは、1年あたり延べ平均で3,500人を超える多くの子育てボランティアが活動していましたが、平成30年度は、活動している施設の大規模改修による休所により、令和元年度は、新型コロナウイルス感染症対策による休所などにより、活動人数が減少しました。

【今後の方向性】

- ・引き続き、地域の子育て経験者がその経験等を生かし、子育て中の保護者を支援していけるような場所を提供するほか、ボランティアの育成・支援を図り、協働して地域の子育て支援のニーズに対応します。

17) 子育て支援ボランティア派遣事業

新規

所管課：子ども家庭支援課

【取組と成果】

- ・平成27年度のボランティア訪問件数は508件、令和元年度の件数は、620件となりました。

【評価・分析】

- ・研修を受けたボランティア養成講座修了者が定期的に未就学児童のいる家庭を訪問し、親の話を傾聴しながら子育てを支援しました。

【今後の方向性】

- ・継続して事業を進めていくことで、虐待の予防をはじめ、地域による子育て支援を図っていきます。

18) ブックスタート事業

所管課：中央図書館

【取組と成果】

- ・乳児健康診査時に行政とボランティアの協働により一人一人に絵本の読み聞かせを行い、絵本を通して親子のふれあいと大切さを伝えました。
- ・図書館の利用の促進を行い、登録や貸出冊数が増加しました。

【評価・分析】

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、保健センター等での乳幼児健診が中止になり配付率が低下しました。

【今後の方向性】

- ・令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で、乳児健診が外部委託となることから、保健センターと連携し、引換券を送付します。
- ・絵本を通して、親子の触れ合いの機会を増やすとともに、図書館利用促進を目的に、図書館ホームページ・広報かつしかへの掲載、児童館へのポスター掲示により、周知を行います。

19) セカンドブック事業

新規

所管課：中央図書館

【取組と成果】

- ・全図書館で配付し、合わせて図書館の利用案内・行事案内と3歳から6歳までの年齢ごとのおすすめ絵本のリーフレットを渡しました。
- ・多くの親子が利用登録し、行事に参加しました。

【評価・分析】

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、図書館が臨時休館となり引換ができなかったことと、保健センター等での周知ができなかったため、配付率が低下しました。

【今後の方向性】

- ・配付率を上げ、図書館利用を促進するための取組として、「3歳児の絵本よみ」等の事業を、広報かつしかや図書館ホームページ等で周知します。また、図書館の臨時休館のため、4歳まで引換ができる条件を4歳以上に引き上げました。

20) かつしかっ子ブック事業

新規

所管課：中央図書館

【取組と成果】

- ・ブックスタート・セカンドブックに続く事業として、成長の節目の年齢にふさわしい本をリストから選んでもらい渡しました。
- ・区立学校は学校を通して全員におすすめの本リストを渡したほか、私立等は図書館からお知らせを送付し、申込はがきを図書館に郵送してもらい、対象者に本を送付しました。(約56%)
- ・個人の読書に親しむ機会を支援する事業となっていますが、図書館・学校での活用法は見いだせず、成果を表しにくい状況です。

【評価・分析】

- ・令和元年度に実施したアンケートにより、小学生は事業でもらった本以外のリストの本を読んだ、図書館の利用カードを作成したとの回答のほか、本を読むきっかけとなる、図書館に行くきっかけになる、家族で読書を楽しむようになるとの回答を得ました。
- ・平成27年度に本事業を開始し5年経過しましたが、対象としている小中学生の公共図書館の利用・貸出数は年々減少しており、事業の見直しを行う必要があります。

【今後の方向性】

- ・中学生に読書意欲が継続できるようなアプローチの方法を検討し、事業の見直しを進めてまいります。

21) 産業教育の充実

所管課：商工振興課

【取組と成果】

- ・平成27年度から令和元年度までの5年間で、区内小・中学生延べ16,239人に産業フェアの見学を行い、区内産業教育の場を提供しました。
- ・見学がより充実したものとなるよう、区内産業を中心とした産業啓発冊子を作成し、合わせて配付しました。

【評価・分析】

- ・毎年多くの小・中学生の見学があり、区内産業を学習する機会につながっています。

【今後の方向性】

- ・区内産業に対する学習機会を提供する場として、今後も産業教育の充実を図っていきます。

基本目標6：つながる子育て！

(1) 児童虐待防止対策の推進

1) 養育支援訪問事業（育児支援訪問事業）

所管課：子ども家庭支援課

【取組と成果】

- ・平成27年度の延べ派遣件数81回に対して、令和元年度の件数は、352回となっています。

【評価・分析】

- ・虐待の未然防止の観点から、平成28年度に対象や利用条件を緩和した結果、延べ派遣回数が増加しています。

【今後の方向性】

- ・他の関係機関や他のサービスへつないでいくことが必要であり、支援が必要な方に今後も、適切な支援ができる体制を検討します。

2) 要保護児童対策地域協議会

所管課：子ども家庭支援課

【取組と成果】

- ・平成27年度から令和元年度における実務者会議開催回数は、年間20回から23回、援助調整会議の開催回数は、年間128回から200回となっています。

【評価・分析】

- ・児童相談所の他、教育委員会指導室を加えた学校連絡部会を、新たに実務者会議として改編し、平成29年度に立ち上げました。その結果、情報共有、対応方針を確認する定期的な機会を増やしました。

【今後の方向性】

- ・児童虐待の予防のため、関係機関と情報共有を図る中で、適切な援助を早期に行います。

3) 要支援児童一時預かり事業

新規

所管課：子ども家庭支援課

【取組と成果】

- ・平成27年度から令和元年度までの利用ケース数は2から14ケース、延べ泊数は9から56泊となっています。

【評価・分析】

- ・「虐待に発展する可能性が高い」など緊急性の高いケースに対応する事業のため、利用実績は、年度ごとにバラツキがありますが、不適切な養育状況を回避するため、区が短期的に養育を行います。

【今後の方向性】

- ・引き続き、児童虐待の予防のため、適切な援助を行います。

4) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）（再掲）

所管課：子ども家庭支援課

5) 子どもと親に対する相談・支援の実施（再掲）

所管課：子ども家庭支援課

6) 特定妊婦電話相談事業（再掲）

新規

所管課：子ども家庭支援課

7) 児童虐待通報電話受付事業 (再掲)

新規

所管課：子ども家庭支援課

8) 子育て支援ボランティア派遣事業 (再掲)

新規

所管課：子ども家庭支援課

9) 配偶者暴力防止事業

拡充

所管課：人権推進課

【取組と成果】

- ・DV被害者が早期に相談することで安全に生活することができるように専門のカウンセラーによるDV相談を実施しました。5年間で相談件数は減少しています。

【評価・分析】

- ・相談件数について、注視していく必要があります。

【今後の方向性】

- ・配偶者とその子どもたちが健康で安全に生活することができるようにDV相談窓口の周知を図っていきます。
- ・若年層への啓発やDVの早期発見と支援に向けた啓発パンフレットの作成・配布を行います。

(2) 障害児支援施策の推進

1) 保育所・学童保育クラブにおける障害児の受入れ

所管課：育成課・子育て支援課・保育課・放課後支援課

【取組と成果】

- ・障害のある児童を受け入れ、児童の保護者の子育てを支援するとともに、保育施設での生活を通じて、児童の成長を支援します。
- ・利用調整（選考）の基準として、同点時の優先項目として、「申込み児童に障害がある世帯（各種手帳の交付を受けている場合に限る）」を設けており、障害のない児童の世帯より優先して入所できるようにしています。

【評価・分析】

- ・障害や疾病があり支援が必要な子どもと障害のない子どもが生活や遊びを共にし、互いのありのままの姿を受け入れながら子ども同士が育ち合うことができます。
- ・保護者の思いや意向を受け止め、親と子が安定した関係が作れるように支援します。
- ・特別に支援が必要な子どもの早期発見・対応に繋げることができます。

【今後の方向性】

- ・障害のある児童を受け入れることにより、児童の保護者の子育て及び児童の成長を引き続き支援していきます。

2) 5歳児健康診査事業

新規

所管課：子ども家庭支援課

【取組と成果】

- ・年度内に5歳になる子どもの保護者全員に対してアンケート形式で実施しています。
- ・平成27年度から年度内に5歳になる子ども全員に実施しており、保護者に送付するアンケート方式の健診の受診率は、平成27年度の80.9%から令和元年度は88.3%に向上しました。

【評価・分析】

- ・保育所・幼稚園等と連携し、保護者に事業が定着して受診率が向上しています。

【今後の方向性】

- ・引き続き事業を継続し、保護者に寄り添いながら、児童の発達に関する課題を早期に発見し、必要な支援につなげていきます。

3) 就学前の子どもの発達相談（再掲）

新規

所管課：子ども家庭支援課

4) 障害乳幼児療育施設利用者の保護者負担軽減

所管課：障害福祉課・障害者施設課

【取組と成果】

- ・令和元年10月以降、3歳児から5歳児までの就学前の障害児の発達支援について国費により無償となりましたが、区独自の支援策として、無償対象外となる0歳児から2歳児についてはこれまでどおり障害乳幼児が適切な療育を受けることができるよう、障害乳幼児療育施設利用者の保護者負担を軽減しました。
- ・平成27年度から令和元年度までの5年間で申請件数は毎年増加し、令和元年度には999件の申請がありました。

【評価・分析】

- ・障害乳幼児療育施設と連携し、保護者に制度が定着して申請者数が増加しました。

【今後の方向性】

- ・発達が心配される障害乳幼児に対する療育の提供は、その成長に不可欠なため、引き続き、保護者負担軽減を図ります。

5) 障害児通所給付 (児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援) **新規**

所管課：障害福祉課

【取組と成果】

- ・平成 24 年度の児童福祉法改正後、放課後等デイサービスを中心に、事業所数、支給（利用）量が急増しています。令和元年度は伸び率が鈍化していますが、延べ利用者数は 17,823 人に増加しました。

【評価・分析】

- ・事業者数の増加にあわせて利用者数が増加し、多くの児童に必要とする支援を提供することができました。

【今後の方向性】

- ・相談支援体制の充実とともに、障害児の状況に応じた適切な療育が受けられるよう、今後も支援していきます。

6) 障害児に関するサービス利用計画作成 **新規**

所管課：障害福祉課・障害者施設課・子ども家庭支援課

【取組と成果】

- ・障害児サービス利用計画作成件数は、平成 27 年度は 677 件でしたが、令和元年度は 1,594 件に増加しました。

【評価・分析】

- ・平成 27 年度から令和元年度まで、障害児サービスを利用される児童が増え、それに伴い障害児サービス利用計画作成、モニタリング件数も増加しています。モニタリングを定期的に行うことでより細やかな支援につながっています。

【今後の方向性】

- ・障害児サービス利用計画を作成する際には、子どもの様子、家庭状況等を保護者から丁寧に聞き取り、子ども一人一人の状況に合わせた利用計画を作成するよう関係機関と連携を図っていきます。

7) 児童発達支援センターの整備支援 **新規**

所管課：障害者施設課

【取組と成果】

- ・増加する養育ニーズに対応するため、児童発達支援センターを整備する社会福祉法人に対して整備支援を行い、平成 27 年から令和元年度までの 5 年間で、1 か所整備し、定員を 30 人増やしました。

【評価・分析】

- ・受け入れ人数や入所機会を増やすことにより、より多くの支援を必要とする児童に支援を提供することができました。

【今後の方向性】

- ・令和 2 年 10 月開設に向けて、児童発達支援センターを整備している社会福祉法人に対して、引き続き支援していきます。
- ・発達が心配される児童の養育に加え、保育所等への訪問支援や相談支援を行う児童発達センターを計画的に整備し、増加する養育ニーズに的確に対応します。

8) 子ども発達センター事業

拡充

所管課：障害者施設課

【取組と成果】

- 平成 29 年に子ども発達センター別館を開設し、平成 30 年に通園事業の定員を増員したことで受け入れ人数を増やしました。
- 年度途中からの入所を受け入れるため、申し込みを年 1 回から年 4 回にしました。

【評価・分析】

- 受け入れ人数や入所機会を増やすことによって、より多くの支援を必要とする児童に支援を提供することができました。

【今後の方向性】

- 他の児童発達支援センターと連携を取りながら、支援を必要とする児童により適切な支援を提供していきます。

9) 保育所等訪問支援事業

新規

所管課：障害者施設課

【取組と成果】

- 児童が在籍する園を訪問し児童へ直接支援するとともに、幼稚園や保育所等の職員や保護者に対して児童を取り巻く環境の改善を図る間接支援を行いました。
- 保育所等訪問支援事業の対象児童として、児童発達支援事業を終了した児童に対するフォローを目的に保育所等訪問支援事業に取り組んだことにより、保護者からは安心の声が聞かれました。

【評価・分析】

- 保育所等訪問支援事業の一環として取り組んできた拠点型集団支援については、一定の効果があつたものの保護者からのニーズと保育所や幼稚園等の職員のニーズを考慮し、平成 30 年度をもって事業を廃止したため、令和元年度の実施状況は 0 となりました。
- 個別支援については、年度ごとに対象児童のばらつきがあつたため、年度ごとの実施状況には変化が見られました。

【今後の方向性】

- 保育所等訪問支援事業実施事業所の拡充と区内の保育所、幼稚園との調整を図り、訪問園の拡大を図りながら事業を継続していきます。

10) 特別支援教育の充実（再掲）

新規

所管課：指導室・学校教育支援担当課

(3) ひとり親家庭に対する支援の充実

1) ひとり親家庭の総合支援の実施

拡充

所管課：子育て支援課

【取組と成果】

- ・相談事業、自立支援事業及び貸付事業において、支援対象者を母子家庭から父子家庭にも拡大し、ひとり親家庭の就業・自立支援を行いました。

【評価・分析】

- ・相談延べ件数は減少傾向にありますが、処理件数は増加傾向にあるため、現時点で相談の需要が減ったとの評価はできない状況です。
- ・相談内容は複雑化し、深刻化している案件も多く、関係機関との連携が欠かせない状況です。そのため、より一層丁寧な相談対応が求められています。

【今後の方向性】

- ・父子家庭の相談も増加傾向となっています。ひとり親家庭向けの事業周知や事業の利用促進を進めていきます。
- ・休日就労相談や貸付相談等、ひとり親家庭の方が相談しやすい窓口を目指し、新たなあり方を検討していきます。
- ・相談員の相談スキル向上のため、積極的に研修等へ参加し、新しい知識や情報の習得に努めていきます。

2) ひとり親家庭等医療費助成

所管課：子育て支援課

【取組と成果】

- ・ひとり親家庭等医療証の認定、支出、消滅等の処分に対して、条例に沿った対応を実施しました。

【評価・分析】

- ・助成対象者数が減少傾向にあるため、助成件数も減少傾向にあります。

【今後の方向性】

- ・引き続き制度の周知を行い、確実に事業を実施します。

3) みなし寡婦控除（再掲）

新規

所管課：保育課

4) ひとり親家庭等ホームヘルパー派遣事業

所管課：福祉管理課

【取組と成果】

- ・ひとり親家庭等で、日常生活において家事又は育児等に支障が生じている世帯に、一定期間ホームヘルパーを派遣しました。
- ・ホームヘルパーを派遣することで、ひとり親の負担軽減を図るとともに子育てと自立を支援しました。

【評価・分析】

- ・本事業を利用することで、就労状況が改善し世帯収入の向上に繋がるケースもあり、ひとり親家庭等の支援に一定の効果を得られました。
- ・新規会員の登録が少ないことや利用会員の子どもの成長によって利用要件を満たさなくなったことなどにより、派遣時間数が減少しました。

【今後の方向性】

- ・制度の周知等の広報活動を通し、新規利用会員の増加を図ることで、より多くの対象世帯の子育てや自立の支援へ繋げていきます。
- ・子どもの障害で対応が難しいケースなど、ケースの複雑さから利用につながらない場合もあるため、柔軟に対応できるヘルパー事業所を探し、サービス提供を充実させていく必要があります。

3. 保育利用に係る量の見込みと確保方策の成果等について

(1) 平成27年4月の現状

支給認定区分 年齢		第2号 3歳以上	第3号		計	合計
			1・2歳	0歳		
確保数	東部	1,330	761	211	972	2,302
	西部	1,735	1,042	294	1,336	3,071
	南部	1,511	846	225	1,071	2,582
	北部	1,102	618	193	811	1,913
	計	5,678	3,267	923	4,190	9,868

(2) 当初計画に対する平成27年度実績

支給認定区分 年齢		第2号 3歳以上	第3号		計	合計
			1・2歳	0歳		
量の見込み	東部	1,028	685	209	894	1,922
	西部	1,826	1,218	417	1,635	3,461
	南部	1,703	1,135	368	1,503	3,206
	北部	1,091	727	187	914	2,005
	計	5,648	3,765	1,181	4,946	10,594
確保方策 (A)	東部	1,328	766	211	977	2,305
	西部	1,795	1,133	336	1,469	3,264
	南部	1,568	917	263	1,180	2,748
	北部	1,102	636	193	829	1,931
	計	5,793	3,452	1,003	4,455	10,248
確保数 (B)	東部	1,417	798	217	1,015	2,432
	西部	1,815	1,113	317	1,430	3,245
	南部	1,670	907	238	1,145	2,815
	北部	1,090	610	189	799	1,889
	計	5,992	3,428	961	4,389	10,381
達成率 (B/A)	東部	106.7%	104.2%	102.8%	103.9%	105.5%
	西部	101.1%	98.2%	94.3%	97.3%	99.4%
	南部	106.5%	98.9%	90.5%	97.0%	102.4%
	北部	98.9%	95.9%	97.9%	96.4%	97.8%
	計	103.4%	99.3%	95.8%	98.5%	101.3%

(3) 見直し計画に対する令和元年度実績

支給認定区分		第2号	第3号		計	合計
年齢		3歳以上	1・2歳	0歳		
量の見込み	東部	1,212	866	227	1,093	2,305
	西部	1,888	1,336	387	1,723	3,611
	南部	1,703	1,212	342	1,554	3,257
	北部	1,155	736	200	936	2,091
	計	5,958	4,150	1,156	5,306	11,264
確保方策 (A)	東部	1,520	869	230	1,099	2,619
	西部	2,005	1,336	388	1,724	3,729
	南部	2,023	1,212	347	1,559	3,582
	北部	1,246	736	247	983	2,229
	計	6,794	4,153	1,212	5,365	12,159
確保数 (B)	東部	1,643	923	249	1,172	2,815
	西部	2,164	1,368	382	1,750	3,914
	南部	2,064	1,181	318	1,499	3,563
	北部	1,258	727	223	950	2,208
	計	7,129	4,199	1,172	5,371	12,500
達成率 (B/A)	東部	108.1%	106.2%	108.3%	106.6%	107.5%
	西部	107.9%	102.4%	98.5%	101.5%	105.0%
	南部	102.0%	97.4%	91.6%	96.2%	99.5%
	北部	101.0%	98.8%	90.3%	96.6%	99.1%
	計	104.9%	101.1%	96.7%	100.1%	102.8%

(4) 計画期間の取組と成果

- 平成 27 年度からの 5 年間で、施設整備などにより定員を 2,632 人増やすことができました。
- 年齢や地域のミスマッチなどにより、目標としていた計画期間内の待機児童ゼロを達成することはできませんでした。しかしながら、待機児童数は、計画初年度にあたる平成 27 年 4 月の 252 人がピークで、その後、施設整備などにより定員を増やしたことで、令和 2 年 4 月には 21 人まで減らすことができました。
- 保育施設の利用者数は、平成 27 年 4 月は 9,514 人でしたが、施設整備等により定員を増やしたことなどにより、令和 2 年 4 月には 11,341 人まで増えています。

(5) 今後の方向性

- 保育施設によっては、保育士不足により定員に満たない人数までしか受け入れができていません。このような保育施設では、定員に空きがあるように見えますが、実際には子どもを預かることができないため、保育士等の確保と

定着に向けた取組を引き続き行い、その確保と定着につなげることで、利用できる子どもを増やしていきます。

- 希望する保護者の子どもが年間を通じていつでも保育施設を利用できるように、大規模開発に伴う新たな保育需要への対応や保育定員の地域的な偏り解消等を行います。
- 保育需要が減少した場合には、子ども未来プラザを除いた公立保育施設の一部を需給調整施設とするほか、それ以外の施設については他の行政目的への転用等の検討を行います。